

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1073号)

平成24年12月13日

横情審答申第1073号

平成24年12月13日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成24年5月23日こ向第136号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「児童記録のうち特定年A月分から特定年B月分」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「児童記録のうち特定年 A 月分から特定年 B 月分」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「児童記録のうち特定年 A 月分から特定年 B 月分」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年3月16日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第2号に該当するため全部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件請求及び異議申立ては、保護者である法定代理人が本人開示請求者である児童（以下「本件児童」という。）に代わって行ったものである。

(2) 条例第22条第2号の該当性について

ア 本件児童は、異議申立人（以下「申立人」という。）との関係不調を主訴に児童相談所の支援を受けるようになり、児童養護施設や一時保護所への入所等を経て、横浜市内の特定児童福祉施設（以下「本件施設」という。）に入所したものである。

本件施設では、本件児童が心身ともに安心・安全に生活できる支援を行うことを最重要の目標として、毎日の生活の中で本件児童の心身の状態を把握し、気持ちを受け止めながら、本件児童と職員との信頼関係を築いてきた。

イ 本件児童が本件施設に入所するに当たり、本件児童の状況については必要最低限の情報を児童相談所から申立人に伝えることとした。また、本件児童からは申立人との面会や会話の拒否、さらに本人の情報を本件施設から提供することについても拒否の意向を確認している。

本件児童は義務教育を修了した高校生であり、本人の意思尊重を第一義とする

こととした。

本件個人情報を開示することは、本件児童の意向に反することとなり、本件児童の生活等を害するおそれがあることから、本件個人情報の全部について、本号に該当し非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件児童の生命の安全及び教育を受ける権利を守るため本件個人情報を開示するよう求める。
- (2) 本件異議申立ての理由は、児童相談所が本件児童に対する責任の所在を明確にせず無責任な対応を取り続けていることから、申立人の手で本件児童の生命等の保護対応を検討するためである。

#### 5 審査会の判断

- (1) 本件施設における児童支援に係る業務について

本件施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第2項に基づく児童福祉施設である。

入所対象者は、18歳未満の児童であって、児童相談所が法第27条第1項第3号の規定による措置を必要と認めた者である。

現在、本件施設に入所している児童は、本件施設の生活寮で本件施設の職員とともに生活しており、当該職員が個々の児童の状況に応じた必要な指導、自立支援等の援助業務を行っている。

- (2) 本件個人情報について

ア 本件個人情報は、本件児童が入所している本件施設の生活寮における児童記録であり、特定年A月から特定年B月までの間に作成されたものである。

実施機関は、本件個人情報の全てを条例第22条第2号に該当するとして非開示としている。

イ 本件請求及び異議申立ては、本件児童の法定代理人である申立人が本人開示請求者である本件児童に代わって行ったものである。

- (3) 条例第22条第2号の該当性について

ア 条例第22条第2号では、「本人開示請求者（第20条第2項の規定により代理人

が本人に代わって本人開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。・・・)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報の全てが本号に該当するため非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 本件児童は、申立人との関係不調等を理由として児童相談所の援助を受けるようになり、法に基づき児童相談所での一時保護や児童養護施設での入所措置を経て、本件施設に入所したものである。

現在、本件施設では、児童相談所等の関係機関と連携をとりながら、本件児童が心身ともに安心・安全に生活し、自立できるよう支援するための援助業務を継続している。

当審査会が見分したところ、本件個人情報は、上述の援助業務に用いるため、本件施設の職員が本件児童の生活の様子や支援の内容をありのままに記録したものであることが認められた。

エ ところで、本件請求及び異議申立ては、本件児童の法定代理人が行ったものであるところ、条例第20条第2項に規定されている代理人による本人開示請求権は、あくまで本人の個人情報の保護を補完する必要がある場合を想定して定められているものであることは、当審査会による平成18年10月26日答申第474号に示したとおりである。

本件児童は既に義務教育を修了した者であり、自己の意見を形成する能力があることから、その意思は十分に尊重する必要があるというべきであり、この点について、当審査会が本件個人情報を確認したところ、本件児童は、本人の意思により申立人との連絡を絶っている状況であり、生活の様子など、本件児童に関わる情報が申立人へ提供されることを拒否していることが認められた。

これらのことを考え合わせると、申立人に本件個人情報を開示することは本件児童の権利利益を害するおそれがあると認められる。

オ 以上のことから、本件個人情報は、開示すると本件児童の生活等を害するおそれがあり本号に該当すると判断した。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を条例第22条第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年5月23日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年5月29日 (第214回第二部会) 平成24年5月31日 (第207回第一部会) 平成24年6月1日 (第138回第三部会)	・諮問の報告
平成24年10月25日 (第216回第一部会)	・審議
平成24年11月8日 (第217回第一部会)	・審議
平成24年11月22日 (第218回第一部会)	・審議